

※対象資金の一部を改正しました！

鹿屋市中小企業資金利子補給金

対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給します。



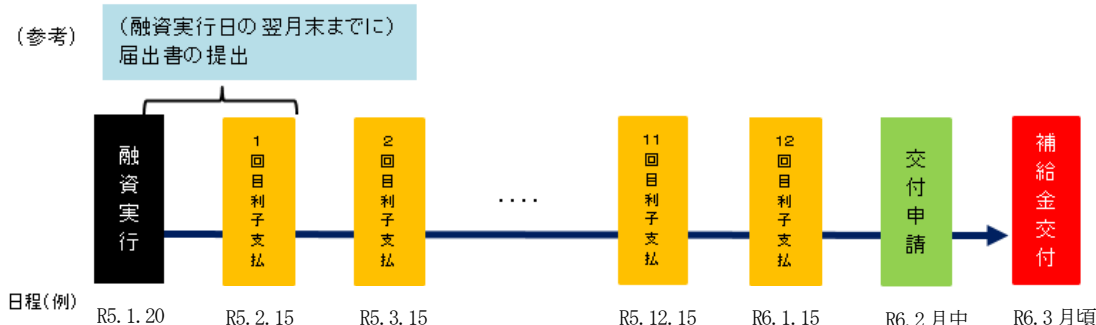
1. 制度の概要

| | |
|-------|---|
| 対象資金 | <ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業制度資金・日本政策金融公庫制度資金・商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金は、除く。） |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">・市内に主たる事業所を有していること。・鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入していること。・市税を滞納していないこと。 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none">・支払義務の生じる利息のうち第1回目から第12回目までに支払った利息（国、県その他団体等から利息相当額の利子補給を受けており、実質的に利息の負担がないものは除く）。 ※但し、償還遅延による損害金等は含まない。 |
| 利子補給額 | <ul style="list-style-type: none">・対象経費に2分の1を乗じた額以内 ※但し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨て。 |
| 限度額 | <ul style="list-style-type: none">・1事業者当たり10万円まで（1年度更新） |

2. 手続きの方法

- ① 融資実行日の翌月末までに、**事前届出書を鹿屋商工会議所又はかのや市商工会**に提出してください。※裏面「事前申請時」必要書類参照
- ② 第12回目の利息支払予定日（当該利息の支払回数が12回未満の場合については、最後の支払予定日）から1か月以内に申請時必要書類を**鹿屋商工会議所又はかのや市商工会**に提出してください。※裏面「12回目の利息支払後の申請時」必要書類参照

③制度の流れ



鹿屋市中小企業資金利子補給金 必要書類

【事前申請時】

| No | 提出書類名 | 備考 | チェック欄 |
|----|---------------|-----------------------------------|-------|
| 1 | 事前届出書 | | |
| 2 | 金銭消費貸借契約証書の写し | | |
| 3 | 信用保証書の写し | ・鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた場合 | |
| 4 | 償還計画書の写し | ・融資実行日に利息が発生している場合はその利息額が分かるものを含む | |

【12回目の利息支払後の申請時】

| No | 提出書類名 | 備考 | チェック欄 |
|----|----------------|-----------------------------------|-------|
| 1 | 利子補給金交付申請書 | | |
| 2 | 請求書 | | |
| 3 | 金銭消費貸借契約証書の写し | | |
| 4 | 信用保証書の写し | ・鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた場合 | |
| 5 | 償還計画書の写し | ・融資実行日に利息が発生している場合はその利息額が分かるものを含む | |
| 6 | 支払利息証明書 | ・支払日毎の明細、償還遅延による損害金等の別が分かるもの | |
| 7 | 市税の滞納のない証明書 | | |
| 8 | 申請者名義の預金通帳の写し等 | ・金融機関名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの | |

※ 事前届出書、利子補給金交付申請書及び請求書については、市ホームページにてダウンロードできるほか、鹿屋市商工振興課（市役所本庁2階）、鹿屋商工会議所及びかのや市商工会に用意しております。

■お問合せ先

| | |
|--------------|--------------------|
| 鹿屋市役所 商工振興課 | TEL：(0994) 31-1164 |
| 鹿屋商工会議所 | TEL：(0994) 42-3135 |
| かのや市商工会 串良本所 | TEL：(0994) 63-3032 |
| かのや市商工会 輝北支所 | TEL：(099) 486-1171 |
| かのや市商工会 吾平支所 | TEL：(0994) 58-6020 |